訴状

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事件名** | **自動車点検費用他返金** | **請求事件** |

**☑少額訴訟による審理及び裁判を求めます。本年、この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは1回目です。**

神奈川簡易裁判所　御中 平成　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 原告（申立人） | 〒 -  住所（所在地）  氏名（会社名・代表者名）  　　　　　　　　　　　　　　印  TEL　 　　　　FAX　　　　-　　　- | | | | |
| 送達場所等の届出 | 原告（申立人）に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。  ☑上記住所等  □勤務先  名称  〒  住所  TEL　　　‐　　　‐  □その他の場所（原告との関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  〒  住所  TEL　　　‐　　　‐ | | | |
| □原告（申立人）に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。  氏名 | | | |
| 被告（相手方）１ | 〒 -  住所（所在地）  氏名（会社名・代表者名）  TEL | | | | |
| 勤務先の名称及び住所  TEL　　　‐　　　‐ | | | | |
| 被告（相手方）２ | 〒  住所（所在地）  氏名（会社名・代表者名）  TEL　　　‐　　　‐ | | | | |
| 勤務先の名称及び住所  TEL　　　‐　　　‐ | | | | |
| 訴訟物の価額 | 29,282円 | 取扱者 |
| 貼用印刷額 | 1,000円 |  |
| 予納郵便切手 | 5,025円 |
| 貼用印紙　　　　　　裏面貼付のとおり | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 請求の趣旨 | １　被告は、原告に対して、次の金員を支払え。  金　29,282円  □上記金額に対する  □上記金額の内金　　　　　　　円に対する  平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで  の割合による金員  ☑上記金額に対する  □上記金額の内金　　　　　　　円に対する  □平成　　年　　月　　日  ☑訴状送達の日の翌日　　　　から支払い済みまで  年5%の割合による金員  ２　訴訟費用は、被告の負担とする。  との判決（☑及び仮執行の宣言）を求めます。 |
| 紛争の要点（請求の原因） | 平成30年9月19日に乗用車（車両番号 横浜NNN N XX-XX）の修理を被告に依頼した。依頼内容は、オルタネーターベルトが走行中破断し、ベルトは原告自身で修理したが、それ以降エンジンのアイドリングが不安定となり、場合によってはエンジンが停止してしまうので修理してほしいというものだった。状況として、ベルト破断時にエンジンオイル漏れも起こしており、原告自身で修理した事、また、アイドリング不安定についてはマスエアフローセンサー（以下MAF）を新品へ交換したが症状の改善が見られなかったと説明した。修理期間は被告従業員からの問いに対し、なるべく早くとした。  同年10月3日に被告従業員から不調の原因はMAFが正常ではない事、また破損等によるエンジンのエアー吸い込みは無い事を伝えられ、MAFの交換を提案された。  MAFは修理依頼前に原告が交換したが症状の改善が見られなかった事、また、部品代が7万円弱と高額である事から、新たに新品を購入することはためらわれ、原告が独自に中古品を調達（部品代1,944円、送料900円、甲第1号証）し被告へ持ち込むことで修理をすることとなった。  同年10月11日に被告からMAFを交換しても症状の改善は見られなかった旨を伝えられる。被告へこれ以上乗用車を預けても完治が見込めないと判断し、依頼の破棄を伝え、同年10月14日、点検費用として26,438円を支払い乗用車を引き取った。  同年10月15日に原告自身で点検し、原因を特定した（甲第２号証）。同年10月26日、原告自身で当該部品を交換し、不具合は完治した（甲第３号証）。原因は、エアーの吸い込みであり、被告従業員の説明は誤りであることが判明したため、返金を要求した。  同年11月6日、原告による原因特定以降、数回にわたりメールおよび電話にて被告従業員と話し合いを行ったが、点検途中での引き渡しであり返金には応じられないと主張された。  原告が原因の特定および修理に要した時間は実質1日未満である事を鑑みると、同年9月19日から依頼破棄を申し出た10月11日までの23日間は、乗用車の修理を専門とする事業者にとっては原因の特定に十分の期間であり、依頼内容が達せられなかったのは技術力が無い、または修理する余裕がないにもかかわらず依頼を受けたことにあり、依頼の破棄は正当で、誤った情報しか得られなかった点検費用および誤った情報により原告が購入した部品代と送料、合わせて29,282円は原告へ返金されるべきである。  また、請求明細（甲第４号証）にある「オイル漏れ点検」は原告からは依頼していない内容で、そもそも支払う必要がなかった項目でもある。 |
| 添付資料 | 甲第1号証：MAFセンサー調達に関する資料、甲第２号証：不具合箇所特定のスモークテスト内容、甲第３号証：不具合箇所（フロントクランクシャフトシール）の特定と部品交換結果、甲第４号証：点検費用請求明細、甲第５号証：商業登記簿謄本 |